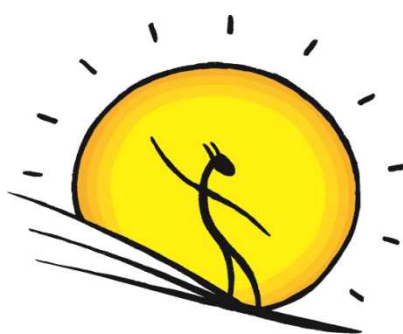
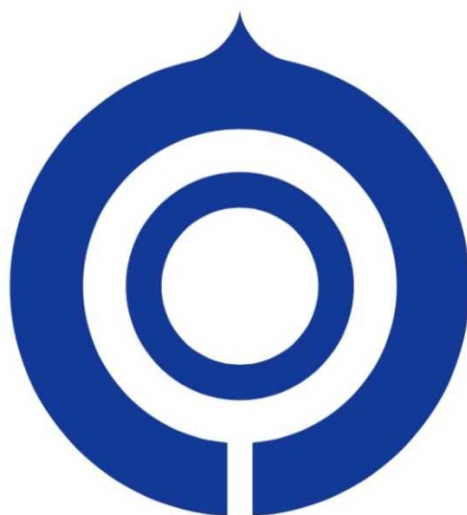


農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画



ヒュー!日向

Relax Surf Town

令和4年11月25日

日向市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は宮崎県の北東部に位置するまちであり、北は門川町、西は美郷町、南は都農町、木城町に接し、尾鈴山系を南に、日向灘を東に望み、市西部の東郷町域から美々津・幸脇地区を耳川が貫流している。

重要港湾「細島港」を擁し、新産業都市の指定（昭和 39 年）を受けるなど、宮崎県の産業開発拠点として重要な役割を担い、港湾工業都市として発展を続けており、また、日照時間や快晴日数が全国でトップクラスという温暖な気候条件から農林水産業も盛んで、農業では本市発祥の香酸柑橘である平兵衛酢（へべす）やマンゴー、林業では真円・通直そして美肌で評価が高いブランド杉「宮崎・耳川の杉」、漁業では岩牡蠣やシラス（ちりめん）が特産品となっている。

しかし、農林漁業従事者の高齢化や担い手不足など、本市の農林漁業は厳しい状況にあり、今後一層深刻化するものと見込まれることから、その経営改善対策が課題となっている。

他方で、本市は再生可能エネルギーのポテンシャルが高く、本市の自然・気候条件を活用した太陽光発電や木質バイオマス発電を始めとした再生可能エネルギー発電設備の導入が、近年増加している。

以上のことから、農山漁村再生可能エネルギー法の理念に基づき、本市が有する再生可能エネルギー資源を農林漁業の活性化に結びつけることにより、本市の活性化及び循環型社会の構築を目指す。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地番	地目	地積 (㎡)	備 考
A	日向市竹島町	1-101	雑種地	283, 122	木質バイオマス発電施設

3. 2の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
A-1	木質バイオマス発電	18, 000 kW	
A-2	木質バイオマス発電	14, 500 kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用確保を図る区域及び当該確保に係る事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
A	該当なし	該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備 考
A	<p>発電事業の燃料として、主に地域に賦存する木質バイオマスを活用することで、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 間伐材等の山林未利用材を長期的かつ安定的に購入し、林業の活性化、森林整備の推進及び森林の持つ公益的・多面的機能の向上を図る。</p> <p>(2) 製材時に発生する端材や樹皮（バーク）等を燃料として活用し、木材のカスケード利用※の推進を図る。</p>	<p>地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにする。</p>

※ 木材のカスケード利用とは、木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等の利用を経て、最終段階で燃料として「多段階（カスケード）」に利用することをいう。

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、「日向市環境基本条例（平成15年条例第1号）」に基づいた適切な配慮を行う。

(2) 景観の保全

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、「日向市景観条例（平成 20 年条例第 8 号）」に基づいた適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備として、既存の木質バイオマス発電設備 18,000 kWに加え 14,500 kW導入することを目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（稼働状況、農林漁業の健全な発展に資する取組内容等）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了時には、設備整備者の責任において設備の撤去及び土地の原状回復を行うことを原則とし、その時点における関係法令を遵守することとする

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関するその他事項

(1) ホームページによる周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施されることが確実であることを確認する。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

11. その他

(1) 地域住民との良好な関係の構築

再生可能エネルギー発電事業者は、地域住民等との間に諸問題が発生した際には、市に内容報告を行うとともに、問題解決に向けた努力を行い、地域住民との良好な関係の構築を図ること。

(2) 地域資源バイオマス発電設備認定の取り消し

市は、7の(2)において目標の達成状況についての評価を行うため、毎年度、再生可能エネルギー発電事業者に対し、認定設備整備計画の実施状況の確認ができる資料の提供を求めるものとする。

この場合において、目標が達成されていない場合は、改善計画の提出を求めるとともに、将来に亘り目標達成の見込みがないと判断される場合は、地域資源バイオマス発電設備の認定を取り消すことができるものとする。

あわせて、基本計画及び設備整備計画に適合しない発電事業がなされた場合は、認定を取り消すものとする。